平成21年度第9回税制調査会議事録

日 時: 平成 21 年 11 月 18 日(水) 17 時 30 分~

場 所:合同庁舎第4号館11階 共用第1特別会議室

○峰崎財務副大臣

ただいまから、第9回税制調査会を開会したいと思います。

昨日に引き続きまして、今日は、会長、会長代行がお見えになっておりますので、 一言ずつごあいさついただきたいと思います。

それでは、藤井大臣、よろしくお願いいたします。

○藤井財務大臣

まず、昨日も1時間半よりも、もっとオーバーしていろいろ御議論いただき、ありがとうございました。今日もまた1時間半でございますが、どうか、よろしくお願いしたいと思います。

マスコミの方がいろいろ書いておられますけれども、あれはあれで結構ですから、 どうか、皆さん今日も端的に正しい議論を各々していただければありがたいと思って おります。

よろしくお願いいたします。

○峰崎財務副大臣

それでは、総務大臣よろしくお願いいたします。

○原口総務大臣

本当に御苦労様でございます。活発な議論をフルオープンにして、そして、国民の皆さんにしっかりと御理解をいただきながら税をつくっていく。税が納得と、そして自らの権利の行使であるということの証左だと思います。

こういうすばらしい皆さんと一緒に、新しい国の形をつくるための税制を議論できることを心から誇りに思いますし、一方、非常に厳しい状態に置かれておられる方々、私たちの向こうには、その方々がおられるということをしっかりと踏まえた議論をしていきたいと思いますので、今日もよろしくお願いいたします。

○峰崎財務副大臣

本日は、昨日に引き続きまして主要事項等の審議を行います。

なお、昨日できなかった分につきましては、明日ではなくて 26 日の日に予備日が少し残っておりますので、そちらの方に昨日できなかったものは移していきたいと考えております。

本日は、次第にありますように、暫定税率の廃止、エネルギー課税等、地方環境税、 法人課税、国際課税、市民公益課税、要望のない項目について審議を行いたいと思い ます。

ここまででございますので、カメラさん、退場をお願いしたいと思います。

(カメラ退室)

○峰崎財務副大臣

それでは、暫定税率の廃止について入りたいと思いますが、まず、暫定税率については、まずは廃止をするということだと思いますが、今日はあまり出席状況がよろしくないですが、引き続き進めていきたいと思います。

この点について、小川政務官から御発言があるやに聞いておりますが、まだ、いら しておりませんか。

では、渡辺副大臣。

○渡辺総務副大臣

台本も何もありませんので、このまま素でやらせていただきますが、暫定税率の廃 止につきましては御案内のとおり、我々選挙のときに暫定税率廃止をうたいました。

地方分でございますけれども、8,055 億円の地方税で、税収不足が生じます。今日も NHKホールで、全国町村大会がございまして鳩山総理も出席されました。そのとき に代表の長の方からは、とにかく財源なき暫定税率の廃止は困ると、代替財源がなけ れば困るという強い要望をいただいてまいりました。

我々としましては、地方の自主財源の拡充が不可欠であること、確実な補填が必要である。そのためには、自動車重量税や揮発油税の地方税の譲与割合を拡大すること を確実な補填策として、我々としては考えていきたいと思っております。

内訳等につきましては、国・地方の自動車関係諸税の内訳ということで、このように、暫定税率廃止「地方税」の1枚おめくりいただいた2ページにございます。この地方の8,055億円の暫定税率に伴います税収不足を穴埋めするということが必要になってまいります。

以上、時間もございませんので問題提起をさせていただきます。御議論をいただければというふうに思います。

○峰崎財務副大臣

今の点について御質問があれば、お受けいたします。

○野田財務副大臣

質問というよりも意見でありますけれども、今のお話は単に暫定税率がどうのというお話ではなくて、多分これは国と地方の税源配分という大変大きな視点の話だと思います。

ということで、これを私は拙速に決めることは、今年は難しいのではないかと思います。地方税収が厳しい、地方財政が厳しいということはよくわかります。地方の自主財源がほしい、これもよくわかります。

けれども、一方で、国の方の財政状況も、これは私が言うまでもないことではありますが、44 兆円以下に国債発行を抑えたいと、一方で、税収の落ち込みは非常に厳しいという中で、大変厳しい財政運営をしようとしている段階でございまして、今、国

か地方かという議論だけで、しかも、先ほど自動車重量税の国分のお話も出ましたが、 これだけでも 6,460 億もあります。これだけの穴が空くということは、予算編成上、 大変それをつくるのが至難の技になると思っております。私は、それは慎重な議論が 必要だと思います。

○渡辺総務副大臣

もうこれは暫定税率の廃止をすれば、どのような税収不足が国・地方で生じるかということは、この税調が開かれる前から議論をされてきたことでございますし、もう既に数字も出してきているわけでございます。これは昨年の暫定税率の1か月間の廃止で、この穴埋めをどうするのかということで、議論を地方自治体ともしたことも記憶に新しいところでございます。

そうしますと、とにかく暫定税率をやめるというのは、やはり国民との約束、さまざまなマニフェストの優先順位は今後変えられていくのかもしれませんけれども、しかし、ここは民主党政権の命綱だと。ここで暫定税率の廃止を見送ってしまったら、民主党のマニフェストはすべて約束が違うではないかということになろうかと思います。私どもは暫定税率の廃止はまずありきと、その上で、地方の税収不足についても、これは新税を創設するという時間的余裕がないならば、国税を地方に移管をするか、あるいは交付税もしくは交付金という形で税収不足を補填するか、それしかないんだろうなというふうに思います。

○野田財務副大臣

私が間違ったイメージでしたら、ごめんなさい。私は暫定税率の廃止に反対している話ではありません。暫定税率の廃止というのは、私どものマニフェストの主要項目だと思います。

その上で、国も税源が減る、地方もこれは大変だという中でどういう知恵を出すか という話の中で、それを自動車重量税云々という配分の話でやるのはどうかという話 をしたということであります。

○原口総務大臣

そこは、もともと整理されている話で、野田副大臣、地方と国で税源配分をどうするかという話ではないんです。これは財務大臣がそもそもおっしゃっていて、暫定税率の穴埋め分は1兆円、いわゆる地方にお願いをしている直轄事業負担金を1兆円なくすということで解決をするというのが民主党のマニフェストなんです。

ところが、今回の1兆円の部分は、事務管理費分しか変わらないわけです。今ある地方の財源がなくなりますと、このなくなるところについては手当てをしなければいけない。つまり、財源なくして政策なしということであれば、財源がないんであるから、むしろ逆に言うと、さきほど私どもの副大臣がいましたけれども、暫定税率はその分しか下げられないということなんです。そのことを申し上げているのであって、もともとの枠組みのところを外した議論はするべきではない。

小川政務官が来ましたので、政務官の方から少し詳しくその辺のところをお願いします。

直轄事業負担金を払っている町村というのはありませんから、そこに対して財源がなくなるということをどうするのかという話をしているので、何も新たな税制を創設してくださいということを言っているのではないということを御理解ください。

○峰崎財務副大臣

補足を先にやりますか。

○野田財務副大臣

御説明を聞いてからで結構です。

○峰崎財務副大臣

それでは、まず、小川政務官からお願いします。

○小川総務大臣政務官

大事な場に遅れてまいりまして、大変申し訳ございませんでした。これはいろんな議論が絡み合う大変難しい問題だということは前提に置いた上で、もう既に大臣、副大臣から御説明がございましたとおり、暫定税率の廃止という大変主要公約の1つと。その上で、地方の財源に穴が空くのをどう埋めるかという大変難しい方程式ではございますが、私どもとしては、公約を遵守した上で、国策による減税ですから、地方にそれを付け回すわけにはまいらないだろう。

その上で、新たな自動車税制を念頭に置くことと併せて、それまでの間、譲与税の 拡充という形で、少なくとも議論をスタートさせていただきたいというのが、今日の 趣旨でございます。

よろしくお願いいたします。

○峰崎財務副大臣

では、野田副大臣。

○野田財務副大臣

暫定税率を廃止するとともに、地方分の穴埋めのために直轄負担金を廃止するというのをセットで今まで議論したことは、そのとおりであって、その在り方というのはこれから引き続きまた議論するべきだと思いますが、今の小川政務官の御説明と、その前の渡辺副大臣のお話と少しニュアンスが違ったように感じたんですが、揮発油税とか自動車重量税で、国分も含めて地方に移譲するようなお話が、最初、渡辺副大臣からあったように思うんです。それはちょっと余りにも唐突感があるということを私は申し上げたいと思います。

○小川総務大臣政務官

申し訳ありません。唐突感をお感じになったかもわかりませんが、趣旨は変わりません。そのとおりであります。

○渡辺総務副大臣

それは新たな税をつくるか、国税を地方に移管するか、あるいは別の形で地方の税 収不足分を穴埋めするかと、この3つしかないわけでございます。

私ども総務省としては、さきほど地方環境税、地方自動車税の話がございましたけれども、それをするには、来年度はなかなか難しいのではないか。そうだとすると、その間、まず、譲与税の割合を増やしていただきたい。つまり、国での税収を地方税に充てていただきたいということを申し上げたわけでございます。

もし、唐突というふうに受け止められたのであれば、これは個別の税目を挙げて、 私もあえて頭出しをさせていただきましたので、もしかして唐突と思われたらそうな のかなと思いますけれども、我々と小川政務官の言ったことは、趣旨は一緒でござい ます。

○原口総務大臣

逆に言うと財源がない、税源がない措置であれば、暫定税率をなくすといったマニフェストのその項目もあきらめざるを得ないということです。すべての暫定税率を全廃するということにパラレルであれば、本当に国交省さんにも随分頑張っていただいて、直轄事業負担金を再来年度は全廃するということで動いているんですけれども、今年は維持管理費だけなんです。ですから、維持管理費だけの分の暫定税率を、それに見合う分を減らすということが、これまで言ってきたことからいうと、整合性がありますねということ。

全廃はこの1年は無理でしたと、それは率直に言うべきだと思います。

○長浜厚生労働副大臣

今の議論というのは、タイトルは暫定税率の廃止という議論ですけれども、暫定税率の廃止と、それぞれの例えば揮発油税と揮発油譲与税の本則税率の変更も議題になっているわけですか。

○峰崎財務副大臣

暫定税率を廃止したことに伴うさまざまな影響が出ていますので、それに対する、 今、頭出しとおっしゃったので、どうでしょうか。今、頭出しをしていただいたこと を受けて、今日はまだまだ議題もありますし、エネルギー問題のところに入ってくる ことも、関連も出てくるかもしれません。

○原口総務大臣

本則税率に入っていないわけです。暫定税率部分です。

○峰崎財務副大臣

暫定税率の廃止です。ですから、それに伴うさまざま地方に迷惑をかけないと言ってきたこととの関係だと思います。そういった点についての、今、頭出しが出されたということで、この問題は引き続いて、当然大きい問題ですから、是非そういった場で論議をしていきたいと思います。

增子副大臣。

○増子経済産業副大臣

改めて確認させていただきますが、暫定税率を廃止ということの上でどうするかと いう議論でいいんですね。

○峰崎財務副大臣

全くそうだと思います。

○增子経済産業副大臣

わかりました。ありがとうございます。

○峰崎財務副大臣

暫定税率の廃止と、それに伴うさまざまな、今、地方税の方はある意味では事務費 だけという形で出てきているんですけれども。

○原口総務大臣

ですから、そこが大事なことで、ここでの税調の議論というのは税源なくして政策なしでしょう。税源なくして、財源なくして、政策なしということからスタートしないと、これは約束しましたね、だけど財源はありませんねということにはならないので、そこの確認をさせてくださいということです。

○峰崎財務副大臣

この点はどういう形で、今、問題提起されていることの意味はわかりますが、いわゆる暫定税率を廃止をするという国民に対する約束事、どのように実現し、その間、地方の皆さん方に直轄負担金の廃止ということだけではなかなかいかない問題があるので、この点については引き続き協議をしていくということで、この場だけはとりあえず1回引き取らせていただきたいと思います。今、総務大臣がおっしゃっていることも我々は、しっかり受けとめていきたいと思っております。

実は、3番目のエネルギー課税、地方課税、環境税について入りたいと思いますので、古本、小川両政務官、よろしくお願いしたいと思います。

○古本財務大臣政務官

政務官の古本です。エネルギー課税というふうに総理から諮問をいただいております。御案内のとおり、大どころは揮発油税ということになりますけれども、これ以外にもさまざまな、石油石炭税を始め、エネルギー課税があるということでございます。

この際、環境省の方からは、新たな地球温暖化対策税という考え方を発表いただいているわけでありますけれども、本日、この後できれば、税調のこの場で正式にお伺いしたいと思っております。

その前に先立ちまして、揮発油税を含む暫定税率について、議論の整理をする必要 があると思います。

A4の横書きの資料、暫定税率の廃止というものをごらんいただきたいと思います。 1ページめくっていただきましたところに、国分と地方分の、いわゆる揮発油税等 のエネルギー課税あるいは車体課税を含めた税の本則税率と暫定で上乗せしている分 が記載をしてございます。本則税率相当では、21年度税収ベースで2兆6,000億、暫定上乗せ分相当で2兆4,000億を国民の皆様からお預かりをしているということでございます。

特に、今、話題になった揮発油税は暫定上乗せ分だけで1兆3,000億あるということでございます。

更に御議論いただきました地方への譲与税ということで申し上げれば、自動車重量税譲与税として 2,800 億地方の方に、上乗せ分を合わせ、合計で譲与税として 3,300 億譲与しているということでございます。

なお、暫定税率は、前の政権のときに御案内のとおり、一般財源化がなされまして、 それに伴いまして、道路整備5か年計画の、いわゆる道路をつくっていく見合い財源 としての根拠を失っているということで、言わば課税の根拠をどういうふうに見出し ていくかという議論があるんだと思います。

常々議論になるわけでありますけれども、暫定税率は昭和 49 年に、いわゆるオイルショックのときに、まさにタンクからガソリンが枯渇した際に、燃料の消費を抑制するという目的で、当初の目的は上乗せ課税がされたという経緯であります。その事柄も含めて、今日の 35 年間に至っているということでございます。

その後、どういう効果があったかということについては、細部については少しはしょりますけれども、環境省の方からおそらく価格の弾力性等々についても、もし、議論の惹起をいただけるのであれば、是非承りたいというふうに思っております。

とりあえず、以上でございます。

○峰崎財務副大臣

それでは、田島環境副大臣の方から、地球温暖化対策税についての説明をお願いできますか。

○田島環境副大臣

ありがとうございます。それでは、お許しいただきましたので、私の方から、温暖 化対策税について説明させていただきたいと思います。

先ほども御紹介があったとおり、諮問の中にも、環境負荷に応じた形での税制の見直しというのが、諮問項目の中に入っております。私どもはそういった観点をしっかりと踏まえた上でやらせていただきました。

まず、資料をおめくりいただきまして、1ページ、2ページをごらんいただきたいと思います。

本年9月の国連の気候変動サミットで、鳩山総理が2020年までに1990年比温室効果ガス25%削減するという新しい目標を表明されたことは、御承知のとおりであります。

この達成に向けた取組みとして、あらゆる政策を総動員して実現しなければならない。その中の1つとして地球温暖化対策税を、平成22年度からの導入を要望していき

たいと考えております。

一方で、現在の我が国の排出量を見ますと、資料の3ページをごらんいただきたいんですが、足元では金融危機の影響による年度後半の急激な景気後退の影響で、全体として排出量は減少しておりますけれども、お示ししているように、基準年である1990年に比べると、運輸部門、業務部門、家庭部門の排出量は増加をしているというのが現状でございます。

次の4ページをごらんいただきたいと思います。ガソリンの販売量の推移、供給量をごらんいただきたいんですが、この表を見ていただいても、経済状況下でもガソリンの消費量というのは、やはり伸びているというのがおわかりいただけるかと思います。

温暖化対策税は、課税によって確保した税収を地球温暖化対策に使うことができて 経済活性化にも役立つということ。また、先ほど指摘をしました家庭部門や運輸部門 の多くの部分などを含めて、幅広い分野をカバーすることができるというメリットが ございます。

温暖化対策税とキャップアンドトレード方式による国内排出量制度は、同時に導入するべきだという声もございますけれども、おめくりいただいた資料の5ページに書いてありますとおり、ヨーロッパを見ると、まず、90年代初めから各国において幅広い分野、部門、それから事業者に対して環境税を課すとともに、特にエネルギー消費産業を対象としたEU域内での排出量取引制度を導入している例が数多く見られております。

7ページをごらんいただきたいと思います。温暖化対策税の具体案について説明させていただきます。

まず、課税の仕組みについてでありますが、①原油、②がガソリン、それから軽油等の石油製品、③番目に天然ガス等のガス状炭化水素、そして、石炭を対象に輸入者、採取者の段階で課税を行っていくとともに、ガソリンについては、これに加えて、ガソリン製造者等の段階で課税をしていきたいと考えております。

次に下の段、税率についてでありますけれども、暫定税率廃止というのを前提にさせていただいて、税制全体として一定の CO_2 削減効果の確保を図るとともに、国の地球温暖化対策に必要な財源を賄えるように設定をさせていただきました。ごらんのとおりの金額であります。

まず、原油、石油製品、それからガス状炭化水素、石炭に CO_2 単位で同一の税率を設定することによって、すべての化石燃料に CO_2 排出量に応じた負担を求めたいと考えます。

石炭については、現行の石油石炭税について石炭と天然ガス、石油の税率格差がございまして、8ページの表を見ていただいてもおわかりのとおり、一番下に書いてございますか。CO2単位の税率では石炭が最も低くなっているということを踏まえて、

石油石炭税と合わせた CO_2 単位の税率が天然ガスの税率と同じになるよう、ちょうど緑色のBと書かれている部分でありますけれども、この税率を加算しております。

ガソリンについてでありますが、現行水準もEU主要国の水準に比べて非常に低いものの、暫定税率廃止による一定のメリットを国民に享受していただくという観点から、全体の税負担水準をEUの最低基準を目途に設定をし、結果として、現行水準の1リットル当たり5円下げる、ちょうどか導入後の右上の点線で囲ってある暫定税率廃止による負担軽減分というところが、1リットル当たり5円に相当するものでもあります。

それぞれ、具体的な税率は資料に書かせていただいたとおりでありますが、軽減措置について、4段目に入らせていただきます。7ページです。

製品原料としての化石燃料(ナフサ)、また、鉄鋼製造用の石炭・コークス、そして セメント製造に使用される石炭、そして農林漁業用のA重油を免税としております。 これは、石油石炭税においても免税対象となっておるものでございます。

そのほか、国際競争力強化等の観点から、特定産業分野への配慮や低所得者等への 配慮についても、使途となるは歳出、また、減税でしっかりと対応していきたいと考 えております。

温暖化対策税の実施時期についてでございますが、平成22年の4月からお願いをしたいと思っております。

また、次年度以降、国内排出量取引制度が導入される際には、各国の例というものも参考にして、排出量取引の対象となる事業者の負担の軽減措置も検討していきたいと思っております。

使途についてでございますけれども、特定財源とはしないと書かせていただいておりますけれども、グリーン家電の普及推進であるとか、地域まちづくり支援など 10 項目にわたって書いております「チャレンジ 25」のプロジェクトを始め、地球温暖化対策の歳出・減税に優先的に充てていきたいと考えておるところでございます。

新税というと、ややもすれば、経済へのマイナス効果ばかりが強調される昨今でありますけれども、このような使い道、使途となる政策と相まって、国際的な低炭素社会の流れにいち早く対応した経済構造を形成していくことができるものと、確信をしているところでもございます。

早口で説明いたしましたけれども、以上、実現に向けての議論を、是非深めていた だきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。それでは、小川政務官の方から地方の方をよろしくお願いいたします。

○小川総務大臣政務官

地方環境税について、頭出しといいますか、説明をさせていただきます。

資料をごらんいただきたいと思いますが、1ページ目、まず、先ほどとも少し関連をいたしますけれども、民主党の公約でございます自動車税と重量税の一本化ということを前提に、 CO_2 の排出削減に関連をした形での新しい環境自動車税の創設、これを地方税として創設することを、是非、提案をさせていただきたい。これが1点でございます。

2ページをごらんいただきたいと思いますが、地方自治体は既に温暖化対策に関連をしまして、1兆 5,000 億円程度の支出をしているということもございます。こうした点にも照らしながら、十分な財源措置をしていきたいと思っております。

おめくりいただきまして、3ページ、諸外国の比較、4ページは民主党のマニフェスト、また欧州の動向等でございます。5ページが地方関連団体からの地方環境税制に対する要望内容です。

少しとばさせていただきますけれども、最後の12ページの参考資料をごらんいただきたいと思いますが、併せて燃料課税についても既に全国知事会からは、ごらんのとおり地方環境税の骨子案ということで考え方が出ている状況でございます。この自動車関係と燃料関係両方の観点から地方環境税の創設について、是非、御議論いただきたいと思います。

以上です。

○峰崎財務副大臣

古本政務官、何か補足はありますか。

○古本財務大臣政務官

政務官の古本です。今、総務省の案を聞かせていただいたわけでありますけれども、 民主党のマニフェストで確かに、地方税である自動車税と、国税である自動車重量税 をやがて、言わば車体保有課税のような形で収斂させていこうということになってい るわけでありますけれども、おそらく議論の整理が少し必要になるんだろうと思われ ますのが、それぞれの現在の税の性格が異なるという問題が内在していると思います。 まず、御案内のとおり、自動車重量税は昭和40年代後半の、いわゆる道路損壊度と いうような概念で、重さに応じて課税をするということから、その税の生い立ちがご ざいます。現在、本則税率が1トン当たりで5,000円。これに対して、暫定税率が1 万2,600円ということであります。これについて、諸外国では既に軸重と申しまして、 軸の重さで課税するという、本来、道路の重さ、傷めるという意味では、実は車体の 重さというよりもいわゆる軸の重さで考えるという概念も大型車両には残っておりま すけれども、普通の乗用車、一般乗用車における議論も、既に環境にどれだけやさし いかという概念での課税にシフトしてきているわけであります。

それは3ページで、今、総務省の小川政務官が提起いただいた資料にあるような、例えば CO_2 の排出量に応じて、俗に言うバッド課税・グッド減税をしていくということだと思うんですけれども、現在、自動車重量税というものは重さに応じて課税をす

るという昭和46年の創設当時の生い立ちを課税の根拠として現在残っておりますので、 その暫定税率を廃止するという議論がまずございます。その上で本則に戻るというこ とをまずは整理した上で、それでは、この税をどうするのかという御議論だと思いま す。

一方、申し上げるまでもありませんが、自動車税につきましては地方の税の中での特に資産性に着目した資産課税の色彩が濃い税でありまして、言わば自動車を実際に保有して車庫に置いているだけで課税される自動車税と、実際に道路を損壊するだろうという重さに応じて課税されている重量税という、これは実は大変似て非なる税であるということの中でどうやって整理をしていくかという議論がございます。

その際、環境省から車体課税についても、いわゆる環境にやさしい度合いに応じた恐らくグッド減税、そして、そうではないものについてのバッド課税というものを検討すべきだという御提案はいただいていることは重々承知をいたしてございます。それを受けまして、是非、この自動車重量税についても、そういった考え方を踏まえた課税の在り方をまさに議論しようとしていたわけでありますので、またいろいろお知恵をいただきたいと思っております。

○小川総務大臣政務官

あえて古本政務官から御指摘ですので、議論だけ少しさせていただきますけれども、勿論、税ですから、いろんな趣旨なり創設の経緯があることは事実であります。それぞれ財産税的な性格、道路損傷、あるいは権利の創設といったようなことが複合しているわけですが、現在、保有課税として、この重量税と自動車税というものがそれぞれ課税されている。この保有課税として課税されているものを一本化していこう。しかも、大変恐縮ですけれども、これは地方税としてやっていこうではないかというのが先の税制改革ビジョンでの明示をされた考え方でございます。それに則っての提案ということだけ確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○峰崎財務副大臣

どうぞ、これから質疑を自由にやってください。 副大臣、どうぞ。

○増子経済産業副大臣

この地球温暖化対策税につきまして、私ども経済産業省としても何も言わないわけにはまいりませんし、むしろ積極的に打って出ようという心構えもございます。そういう意味では、先日も出させていただいた私どもの要望の中にも地球温暖化対策税の項目を入れております。これについては、中長期的に温暖化対策の財政需要が拡大していく中で、しっかりと、真剣に検討していきたい。そういう考え方を持っております。

マニフェストを改めて見てみますと、「ガソリン税、軽油引取税、自動車重量税等の

暫定税率は廃止して、2.5 兆円の減税を実施する。」とあり、その上で「ガソリン税、 軽油引取税は『地球温暖化対策税(仮称)』として一本化」というような項目も書いて ございます。

併せて、「地球温暖化対策を強力に推進する」という中に、「地球温暖化対策税の導入を検討する。その際、地方財政に配慮しつつ、特定の産業に過度の負担とならないように留意した制度設計を行う。」ということも実はマニフェストの中に書いてございます。

私ども、基本的にはやはり環境と経済の両立というものを図りながら、この地球温暖化対策税も考えていかなければいけないだろうという立場でおります。そういう状況からすれば、今後、国際交渉や地球温暖化対策の財政需要もしっかりと見ていかなければならないと思っています。負担能力、あるいは国際協力への影響、化石燃料の炭素排出量、そして、税制徴収コストの最小化等の観点から、運輸、民生、産業、各部門に適した税制でなければ、私は、国民の皆さんの理解を得られないと思う。

この地球温暖化対策税によって経済や産業が著しく落ち込んでしまうということになれば、私どもも納得いきませんし、日本にとっても大変なことになると思います。特にあえて申し上げさせていただくと、環境副大臣からも示されました、この環境省の地球温暖化対策税については、景気が厳しい状況にある中で、今、自動車関係諸税の暫定税率を廃止する一方で、同時に2兆円規模のこの増税を実施することが適当かどうかということも国民的な議論が必要だろう。

そういうふうに思っております。

本当にこのままでいきますと、全化石燃料の課税の規模が1兆円を超えるということ。これは国際競争に果たして耐えられるのかどうかという問題点もありますし、製造業、中小あるいは零細企業など、産業界に大きな影響も出てくるんだろうというふうに大変心配をいたしております。

また、自動車を持たない家庭や寒冷地域の生活者の皆さんにも、大きな影響がこれはやはり出てくるんだろう。こういう点もしっかりと考えていかなければならないときに、私どもは固定価格買取制度というものをどういうふうに制度設計するかというプロジェクトも発足させています。これとの関係も考えていかなければいけないだろうと思っています。

また、排出量取引制度との一体的な検討も、私どもは必要だろうと考えておりますので、これについても、今、菅副総理の下でスタートいたしましたので、これらも十分勘案をしていかなければいけないだろうと思っています。

それと、総務省からのことについても、今、改めて概略を御説明いただきましたが、 私は1つ目には複雑な自動車関係諸税の簡素化というものが何よりも必要なんだろう と思っています。

2つ目には、環境性能のよい車の保有を促進するということがまた重要になるんだ

ろうと思っております。

3つ目には、自動車ユーザー、国民の負担を増やすものということが本当にいいん だろうか。

この3つの観点を改めて考えていったときに、ここは慎重に考えていかざるを得ないのではないだろうかと思っています。

いずれにしても、私ども経済産業省としても、これについては真剣にしっかりと制 度設計をしていきたいと思っております。

今日は資料はお出しいたしませんが、明日、私どもの関係の資料を、この温暖化対 策税として出させていただいて説明をさせていただきますので、とりあえず、今日は そういう点をひとつ議論の中に入れていただければ大変ありがたいと思います。

以上でございます。

○峰崎財務副大臣

それでは、副大臣、どうぞ。

○内藤総務副大臣

総務省でございます。環境税の必要性を十分認識した上で1つ発言をさせていただ きたいんです。

先ほど、環境副大臣から詳細にわたる制度設計を御提示されました。それで、実施時期が来年の4月からということをうたい上げておりますが、果たして本当にそれが妥当なんだろうかという疑問を持たざるを得ません。

1つは、我々はマニフェストで暫定税率の廃止をうたい上げた。そして、今、それを実行しようとしている。それを国民に1年も享受させないままに環境税へと衣替えして、そのまま連続するということが果たして我々としてマニフェストの公約を果たしたことになり得るのかどうか。

また、最後にチャレンジ 25 というふうに言っています。私も総務副大臣として菅副 総理が主催するチャレンジ 25 の中で議論をしておりますが、その中では環境税も含め たトータルな環境対策というものを議論しているわけでございます。そんな中、どう も、この環境税だけが突出することに私としてはかなり違和感を感じざるを得ません。 そして、地方環境税との整合性も含め、詳細な制度設計がこれから必要となるわけで ございます。

こういった理由から、来年の4月というのは余りにも私は拙速なのかなという気が しております。ですから、環境税の必要性は十分認識した上で、もう少し慎重な議論 をした上での導入を進めていくよう、提案をさせていただきます。

○峰崎財務副大臣

それでは、国民新党の下地さん、どうぞ。

○下地国民新党政務調査会長

昨日も論議がありましたけれども、子ども手当をつくるから特別扶養控除の問題や

配偶者控除の問題がある。ペイ・アズ・ユー・ゴーの論理に基づいてやるというのもいいんですけれども、今回のものもまた暫定税率を切ってすぐ環境税をやるといって、果たして国民はどう思うだろうか。可処分所得を増やして経済対策をするというのだったらわかりますけれども、切って、また同じように税金がかかってきては、私はなかなか新しい政権に対する期待が失われてしまうのではないかという心配をするんです。

そういう意味では、もう少し国民視点に立って、今はどういう税を切って、国民が どういう対応をするのかを見てから環境税を上げるというのはわかりますし、特に経 済環境も厳しい状況であるので、やはりここは同時に同じようなことをやるというの は慎重にすべきだと私は思っています。

○峰崎財務副大臣

それでは、社民党の阿部知子さん、どうぞ。

○阿部社会民主党政策審議会長

私は3点あります。1点目は質問で、2点目、3点目は意見です。

質問については、私は今日、暫定税率の廃止が議題に上り、我が党も賛成でありますし、ただ、今日はもしかして初めて伺ったのかもしれませんが、先ほどの自動車重量税の地方譲与分を増やしていく。ないしは揮発油税についてもそのようなお考えで、そして、それを裏打ちするものが地方税としての環境自動車税を将来的にといいますか、近未来に見越しての当面の1年間分の譲与を増やすというふうな向きに理解していいのか。それであっても、揮発油税の譲与を増やすということは、その論理の中ではどう出てくるのか。

要は、方向性がわかった中でお金の手配をしていくということであれば受け手としてもわかりやすいと思うのですが、確かに地方財源が、絶対にこれは国がやる政策で、地方に穴が空けば埋めねばならないという思いも一緒ですが、そのときに向かう先といいますか、考え方の流れの先を確認したいというのが1点目です。

2点目は、前回も田島副大臣がおつくりいただいて、この環境税のことは大変お考えをいただいていて、我が党はこれは基本的に賛成いたしますし、また、先ほどはそれも理解した上で平成22年度4月よりの実施はいかがなものかという御意見もありましたが、この間、さまざまなアンケート調査等々でも、環境税については比較的国民の理解が高いものと私は考えます。

これは、税はすべて納得と理解ですから、政権を担う側は重々、国民の皆さんの思いというものを受け止めていかねばなりませんが、実際に暫定税率を廃止し、それに伴う交通量の増加等々がまた環境負荷、二酸化炭素を排出することなどを試算いたしますと、ある程度、二酸化炭素排出に応じた税はいただいていくということを進めて、私どもはいいのではないか。すなわち、減税した、すぐ増税だというのはいかがかという御意見については、そこは全く否定はいたしませんが、この環境税についてはあ

る程度、御理解があるものではないかと考えております。

さはさりながら、先ほどの御意見の中にもありましたが、三党連立合意の中では、 そもそも環境問題は温暖化対策基本法というものを定めて、環境税、排出権取引、そ して、固定価格買取制度など、さまざまな環境に関わる政策をトータルパッケージで お示しするというふうなことが、さきの民主党がお出しになった中にもあったと思い ます。その進捗状況も少し全体の、これは税制ではございませんが、この税の部分だ けが突出するということについては確かに御批判もあろうかと思いますので、その辺 りはどのようにお考えか、ここは民主党の皆さんのお考えを伺いたいと思う点です。 以上です。

○峰崎財務副大臣

それでは、質問がありましたので、総務副大臣の方からどうぞ。

○渡辺総務副大臣

2番目の点でございますけれども、暫定税率の廃止に伴って地方の 8,055 億円という税収不足が生じる。この税収不足を穴埋めするには、地方で新税をつくるか、あるいは今ある国税を地方税に移すか。もう一つは交付税か交付金でこれを穴埋めするか。この3通りしか考えられないわけでございます。

先ほど内藤副大臣も言及されましたけれども、やはり税を新しくつくるということは大変理解をいただいて進めなければいけないことでございますので、当然、国民的な理解を得た上で、できれば私ども総務省側としては、地方税で自動車税と自動車重量税をマニフェストに従って一本化しますというふうに書いています。それで、これを地方税でやらせていただく。ただ、それは新税を我々はつくりますということも、できれば来年の夏の前の参議院選挙のマニフェストでしっかり訴えて、そこはやはりちゃんと約束をしてやらなければいけないと思っています。ですから、今回は同じ時期に暫定税率をやめました。

ただし、併せて新税を創設することによって、リッター5円は安くなるかもしれないけれども、それでは、灯油を購入する方などはどうなるのか。先ほど増子さんもおっしゃいましたけれども、実際に寒冷地の方は負担が増えるというような試算もあります。こういうこともちゃんとやった上で、私たちは新税は早くとも再来年度からという形でなければ私は国民の理解は得られないだろうと思います。

ですから、そういうことで我々はあえて自動車重量税を、今は譲与税として国から 一定割合を受け取っています。ですから、これをまず自動車重量税と自動車税の一本 化の前段階として1つにするということを御提案を、少々、野田副大臣からフライン グ気味に取られたかもしれませんが、そういう形であえて御提案を具体的にさせてい ただきました。そういう考え方でございます。

○峰崎財務副大臣

それでは、質問に答えますか。

○田島環境副大臣

後にしましょうか。

○峰崎財務副大臣

今、阿部さんから出された、トータルパッケージで出された温暖化対策の方は、どなたが一番詳しいんでしょうか。

○田島環境副大臣

実は、これは関係閣僚会合の中のマイナス 25%の副大臣級会合の中で、今、議論を させてもらっているところであります。あまり関わっている方はいらっしゃらないの で簡単に申し上げますと、今、実は経産省からも、また、私どもの環境省からもそれ ぞれ、この排出量取引制度の導入については提案を挙げて、ようやくそれの議論の緒 についたという段階でございます。

簡単に諸外国の状況等々も御紹介を申し上げたいんですけれども、必ずしも同時にセットで行われているかといえば、そうではありません。幅広い分野の事業者に対して、まず環境税を課して、その後、排出量取引制度を対象として2つの政策を組み合わせていくというケースがEU等々でもその大半を占めておりますので、必ずしも阿部先生がおっしゃったように、同時にやらなければいけないというようなものではないのは御理解いただきたいと思います。

○阿部社会民主党政策審議会長

すみません、質問の趣旨は、同時にやれと言ったのではなくて、環境基本法のようなものでも、勿論、工程表があってもいいのです。国民に向けて温暖化対策をこのようにやっていく。それは企業も負担する。国民も負担する。みんなでやっていこうという図がないと、私は何も同時にとは思っていないけれども、やはり納得というからには、どういう見取図で進んでいくのかがないといけないのかなと思うだけです。

○峰崎財務副大臣

その点について、何かありますか。簡潔にお願いします。

○田島環境副大臣

その点につきましては、私ども環境省の中で、民主党のマニフェストにも書きました、地球温暖化対策基本法の制定の準備を、今、させてもらっております。その中で、今、お話をいただいている排出量取引制度、また、温暖化対策税等々についてもしっかりと書き込んで、基本法に則った形でのいわゆる国民負担等々を明確にしていこう。今、そういう準備をさせていただいております。これも次の通常国会に出したい。そんなふうに思っております。

○小川総務大臣政務官

1点目の御質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、今日直接申し上げたのは重量税の譲与税化ということであります。

ところが、これも事実だけ確認させていただきたいんですが、これを仮にというこ

とで議論させていただきますが、本則税率で残った全額 2,800 億円余りをいただいた としても、都道府県、市町村の減収分の半分も埋まりません。それから言いますと、 勿論、議論としては揮発油税を始めとしたいろんなものを議論の俎上に上げていきた いという思いはあります。

ただ、これはいろんな議論が必要でしょうし、重量税を特出しさせていただいたのは、先ほども申し上げましたとおり、既に将来的には重量税と自動車税を一本化して、地方税として新しい保有税ということが我が党の考え方として表明されているということを前提にあえて特出しをさせていただいたという経緯でございます。

○峰崎財務副大臣

お待たせしました。文部科学副大臣、どうぞ。

〇中川文部科学副大臣

議論が内向きになってはいけないんだと思うんです。環境問題というものは、世界のマーケットとそれぞれの国の戦略の中で話し合いを進めながら結論を出していくということだろうと思うんです。

それで、さっきの排出量取引制度については、これは何らかの形で世界ルールのようなものに集結をしていく可能性はあるんだろうと思うんですが、本来は日本の主張としては、この環境税を連帯税化していくといいますか、ここで政治的にもしっかり発言をして、これを世界の共通ルールとしていきますというような主張があっていいんだろうと思うんです。それが国民に対しても一つのメッセージになって、その期間としては、これはいずれかは入れていかなければいけない。それが来年がいいのか、再来年がいいのかという判断だと思うんですが、その判断の前にやはり表明をして、国民にもそれがメッセージとなって、私たちは世界の共通ルールをつくっていこうとしているんです。

これは可能か、可能でないかは別にして、おそらくアメリカが乗ってくるというのはものすごく難しいと思うんです。アメリカの担当者とも昨日、一昨日の夜に話をする機会があったんですけれども、非常に難しい。現実になるのは難しいかもしれないけれども、日本の主張としては、やはりはっきりと表明をしていって、その上で国民世論も動かしていって乗せていく、というようなことが大事なのかなというふうに思うんです。そのプロセスをまずやってもらいたいと思います。

○峰崎財務副大臣

大串政務官、どうぞ。

○大串財務大臣政務官

済みません、私も後追いで質問ですけれども、この温暖化対策税の使途のところを この間も質問させていただいて、特定財源ではないけれども、優先的に充てることと するという、具体的に、その優先的に充てるということをどういうふうにやっていく かというのはこれから検討ですというふうにおっしゃっていましたけれども、その後、 何か優先的に使うということをどういうふうにやっていくのかというのは、考えが進まれたところがあったかどうかというところを教えていただければと思います。

○田島環境副大臣

そもそも、環境省で今回、この温暖化対策税の規模として約2兆円という大きさを提示させていただきました。その中での積算した数字、それから、税率等々を定めたところであります。これはもともと、国立環境研究所の方が中心に試算をしてきたこと。それと、チャレンジ25を実現していくためにどれぐらいの予算が必要かというところから求めてきたところでもあります。

おっしゃっていただくとおり、本来ならば、この温暖化対策税であるならば、使途についても温暖化対策にすべて使いたいところでもありますけれども、ただ、いろいろな面で、前回も御意見をいただいたというところから一般財源というふうに申し上げてきたところで、少なくとも、この温暖化対策税でまず期待をしているのは、やはりCO。削減効果というものであります。

それから、財政の観点から申し上げますと、税と補助金というものは別々に考えた上で、環境目的での活用可能性について、やはり考えていくべきだろうと思っております。

したがって、環境省としては、温暖化対策にしか使わないという特定財源としての厳密な1対1の対応関係というものは取っていない。しかし、チャレンジ25実現に向けた政策パッケージで盛り込まれている温暖化対策に、優先的に充てていく方が適当だろうというふうに考えてきたわけであり、政務官がおっしゃるような具体的な、いつであるとか、一般財源の中ででの優先的にという部分の明確な回答にはなっていないと思いますけれども、ある意味では政策パッケージの中での対応でしていければというふうに、実は考えているところでもあります。

○峰崎財務副大臣

大分時間が押してきておりますので、山田副大臣、とりあえずお願いいたします。

○山田農林水産副大臣

農水省としては、森林分野とか林野分野を抱えていまして、CO₂の吸収源として非常に大きなものがあるんですが、森林整備のために環境税が必要ではないかということは前から議論してまいりました。

私、この前、政務三役でみんな集まって、この税調に対して我々農水省のスタンスとしては、いわゆる暫定税率を廃止して、すぐに温暖化対策で環境税というものは国民の理解が得られないだろう。農水省としても、仮にこの環境税は、その後、タイムラグを置かなければ無理だろう。だから、今ある予算の中で、できる範囲の中で森林吸収源としてやっていこうではないか。そういう結論に達しましたので、そのことはお伝えしておきたいと思っています。

○峰崎財務副大臣

階さん、特にありますか。 どうぞ。

○階総務大臣政務官

環境副大臣に2点だけ確認させてください。

8ページの図の中で、ガソリンへの上乗せ課税分1兆円という部分が地方の財源となることはないのかどうかということ。

それと、左下のオレンジの部分は何を意味するのか。つまり、地方の財源である軽油引取税の本則税率分の上のオレンジは何も説明がない。これはどういう意味なのか。 以上の2点です。

○峰崎財務副大臣

それでは、これで一応、質問の方はここまでとさせていただきます。

○田島環境副大臣

まず、このオレンジの地方財源の部分でありますけれども、そもそも、現行の軽油 引取税は地方財源でありますので、地方の温暖化対策税については別途地方団体から も地方環境税という要望が出されていたので、今後の税調の中での検討に委ねるべき だということから、あえて金額を入れずに想定をさせていただいたものであります。 これを含めるか、含めないかという点についても、当然、ここでまさに議論を深めて いただくべきことではないかと思っております。

ただ、この軽油の部分についても、同じように、他の化石燃料よりもやはり高率の 負担をかけていくことが望ましいだろうということから、色を変えて、金額は入れず に挙げさせていただきました。

今日、私どもの資料の中で6ページをごらんいただきますと、EUと日本とのCO $_2$ 排出量 $_1$ トン当たりのエネルギー課税の税率の比較というものを挙げております。日本が軽油については $_2$ 1トン当たり $_1$ 万 $_3$,034円に比べて、イギリスでは $_3$ 万 $_4$,000円、ドイツでは $_2$ 7 $_5$,000円というふうに、相当、この軽油の部分についても、日本よりも今以上に大変大きく高率の負担がかけられているという現状があります。

こういう点から、この地方財源の部分である軽油引取税の部分についても、やはり上乗せ課税をしていく必要が、国際的な比較を見ても、担税力、税負担のバランス等々、また、運輸部門でも大変 CO_2 が増えているということを申し上げたとおり、そういった効果を考えれば上げていくべきだろうと思って、金額は入れておりませんけれども、書かせていただいたところであり、今後はこの税調の中での議論に委ねていきたいと思っているものであります。

○階総務大臣政務官

済みません、もう一点、ガソリンの方もあります。

○田島環境副大臣

ガソリンについては、そもそも、今まで国税ということから、国税の部分での2兆

円ということで設定をさせていただきました。

回すか、回さないか。これは今後のこの中での議論にも委ねていきたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

それでは、総務副大臣、簡潔にお願いします。確認だそうです。

○渡辺総務副大臣

田島副大臣、先ほどの言及の中で、石油石炭税についてはどういう扱いになるんで しょうか。特別会計をどうするんでしょうか。

○田島環境副大臣

これについては、私どもはタッチしておりません。現行税制ということで、挙げておりません。本則税分についても、ガソリン税の部分についても、石油石炭税についても、手をつけておりません。

ただ、等しく CO_2 排出量に応じた形での税率をかけていくという点で、この8ページの図を見ていただいても、石炭が原油や天然ガスに比べても、やはり課税率が大変低いというところから、せめて天然ガスにあわせようということで、この CO_2 排出量に応じて、Cで上流に横ぐしを通したような形で課税をしておりますけれども、それに加えて、石炭分にプラスBと書いてあるところを上乗せさせて、天然ガスと同じようにしようというふうに挙げさせていただいたところであります。石油石炭税については書いておりません。

○峰崎財務副大臣

新しい税が2つ、実は環境省の方の地球温暖化対策税と、それから、今、地方環境税と2つ、新しいものが出てきて、おそらく我々の頭の中もかなり混乱といいますか、整理がつかない点があると思いますが、今日はいろんな形で議論が出されました。そして、チャレンジ25の中でも議論されているやに聞きますが、私は文部科学副大臣が提起されたように、我が党がそういう環境を前に世界的にも打ち出していくという基本方向というものは、方向性として否定する人はあまりいないと思いますので、その方向性は確認しながらも、今の課税ベース、あるいは課税のタイミングの問題を含めて、一度、整理をしたいと思っておりますので、その上で是非、もう一度、この問題についても、大変重要な問題だと思いますので、総理からは迅速にという言葉が付いておりますので、なかなか、ここら辺をどのように対応していくのかということでは知恵が必要だと思いますので、一応、今日のところはこの環境税、エネルギー課税、地方環境税、前の暫定税率もそうなんですが、少し時間を貸していただければと思いますので、一応、とりあえず、この問題については終わらせていただきたいと思います

田島副大臣、何かありますか。

○田島環境副大臣

言いたいことはいっぱいありますけれども、またにします。

○峰崎財務副大臣

それでは、また別途ですね。

少し時間的には1時間ばかり押してしまいましたけれども、次の大きなテーマでございます、法人課税、国際課税、市民公益課税を一本化して、古本、小川両政務官の方から問題点を指摘していただきたいと思います。

大変すみません、時間が押しておりますので要領よく、よろしくお願いします。

○古本財務大臣政務官

政務官の古本です。それでは、お手元の横紙の論点メモ、法人課税をごらんいただきたいと思います。併せてA4横書きの資料「法人課税」もごらんいただきたいと思います。論点は3つございまして、1つ目は、中小企業に対します、いわゆる軽減税率の問題でございます。中小企業に対します各種の税制の中におきまして、税率の引き下げということについて大変御議論をいただいております。御案内のとおり資料の3ページをごらんいただきたいと思いますけれども、現在22%の時限での税率を18%まで引き下げを行っております。23年の3月末まででございます。この18%を11%まで下げるかどうかという御議論であります。この場でも、累次に渡りまして議論してまいりましたが、現在、対象となっております中小企業の中で、実際に益金が出ている社は約3割、この社に対して最大で11%まで下げるわけでありますから、7%の減税効果ということで、1社当たり最大でも56万円の減税を行うことが、果たして本当に町工場で大変な、利益が出ない中で苦労されている方々に資する減税になるのだろうかという御議論でございます。

所要の財源は、試算ベースでありますけれども、1,800 億を要する大変大きな事案で ございます。

2点目は、一人オーナー会社、いわゆる法人成り課税の問題でございます。資料の8ページをごらんいただきたいと思います。こちらにつきましては、いわゆる個人事業主とのアンバランスが拡大しているという御指摘、あるいは当初制度設計した際に想定されたオーナーの所得というものが、いろいろな調査の中から、国税の把握しているベースで申し上げれば、9ページにも出ておりますけれども、黒字法人で約2,000万円、赤字法人でも1,900万円のオーナーの平均給与所得がある中で、法人段階での給与の経費控除、更には個人段階での給与所得控除ということが、いわば二重で入っている点について、果たして課税の公平という観点から、どう考えるかという課題の提起でございます。

こちらにつきましても、同様に所要の財源として 700 億余りを要する手続になるわけであります。

3点目は、資本に関係する取引等に係る税制ということでございます。資料の 13 ページをごらんいただきたいと思います。こちらにつきましては、これまで企業の組織

形態に関します法制度の整備に対応いたしまして、連結納税制度あるいは組織の再編税制ということで整理をしてまいりましたけれども、100%のグループ内取引における課税の適正化という課題でございます。こちらにつきましては、経産省始め各省からの要望も上がっているわけでございますが、現状では、S1、S2と記載してありますけれども、グループ内の会社間での資産譲渡があった場合には、現在であれば益金課税される。計上されるという建て付けになっております。

他方、大変要望がある話といたしまして、S1、S2のグループ内のいわゆる100%支配下にある会社における資本の移動に伴う、例えばキャピタルゲイン課税等々は、譲渡損益の繰り延べができないだろうかということであります。将来的には、このグループを離れる、つまりこの図の中から、外に出た場合には譲渡損益の計上をしていくということをしてはどうかという御要望をいただいているわけでございます。

もう一点は資料の15ページにございます。これは大法人の100%子会社の中小特例の適用の見直しをしてはどうかという御意見があるということでございます。先ほどはおそらく減収になる話でありますけれども、こちらについては、未来で増収になる話かと承知いたしております。現状では、このグループ内の資本金に1兆円超の会社の下における中小法人の場合には、この枠の中に記載してございます。留保金課税の不適用あるいは交際費の損金不算入の特例です。大企業では認めていない損金不算入について損金算入を認めるなど、所要の優遇税制を講じていく。このことを、大法人にぶら下がっている中小法人については、資金調達を始め、他の零細法人に比べれば少し背景が違うのではないかという御意見もある中で、少しこれは直してはどうかという御意見もあるということでございます。そういう中で3点目の課題の提起とさせていただきます。

続きまして、国際課税について申し上げます。国際課税も同様に論点のA4横紙を ごらんいただきたいと思います。併せまして資料もごらんいただきたいと思います。 大きくは2点ございます。

まず1点目は、企業活動の活性化と租税回避の防止のバランスの観点ということでございます。

①外国子会社の合算税制でございます。こちらにつきましては、資料の8ページをごらんいただきたいと思いますが、かねてから大変各界から要望のある税制でございます。経産省始め要望をいただいておりますが、こちらにつきましては、例えば中国などでは、法人税率が25%に下がってきています。例えば日本の企業が海外に進出し、そして外国子会社をつくり、これは租税回避の目的で税が安い国に移っているのではないかということで、現状どうなっているかというふうに申し上げますと、いわゆるトリガー税率と呼ばれている税率が現行水準25%となっておりますけれども、例えばアジアの各国では、もう既にこれより低い税率を取っている国が大変多い中で、一時的に外国子会社いろいろな商取引が合算される可能性があります。既に数千社を超え

る会社が常にそれに直面しているということで、例えば適用除外基準ということで、 下の箱を中に書いておりますけれども、例えば主たる事業が株式の保有等でないこと 等々の適用除外基準を一部緩和すること等により、いわゆる合算課税の対象にしない ようにしてはどうか。これによって随分助かるのではないかということが1点目でご ざいます。

併せて資料の3ページをごらんいただきたいと思いますが、外国子会社の合算税制における対象の見直しということでございます。こちらにつきましては、ただいま申し上げましたように、例えば25%の税率を基準に置いたとして、下のBの線でイメージしておりますけれども、現在は合算しておりますけれども見直してはどうかというのが、ここの部分のイメージになります。これは事業性所得ですので合算されると大変企業活動が制約されるということでございます。

一方、Aの囲いは、現在、合算していませんが、資産性所得、例えば株式の配当等については、他方で見直してはどうかということでございます。適用除外となっている会社につきましても、こういった資産性所得を合算対象に含めるべきではないかという御意見の中からの議論の提起でございます。

続きまして、移転価格税制でございますけれども、資料の4ページをごらんいただきたいと思います。こちらにつきましては、厚生労働省からも御要望いただいております。独立企業間での取引とみなす価格算定という単価が各取引においてございます。

それが関連者間の場合には、なかなか共同出資等の場合は、自ら価格設定ができないという制約の中で、実は価格算定を上回る取引をしているではないかと、つまりこれにより所得を移転しているではないかということが現在さらされている問題でございまして、この点についての見直しでございます。

最後に2つ目の観点でありますが、我が国の適切な課税権の確保という観点から、税の情報交換ネットワーク、これは国内法の整備ということで、過日のG20・G8等でも議論が提起されておりますので、国内法の整備をいたしたいということでございます。

続いて、②適切な課税徴収のための措置です。これはクロスボーダー取引ということで、例えば外国人パイロットが派遣されていると、その方の所得については国内において源泉徴収ができない中で申告納税となっております。こういったことについて、適正な課税に向けて議論できないかということでございます。

最後に③国際連帯税でございます。もう既に外務省からも課題提起をいただいておりますけれども、例えば日本発分の飛行機における課税ができないかという御議論を 既にいただいております。

国際課税については、以上でございます。

続きまして、市民公益課税でございます。こちらにつきましては、特に内閣府副大臣におかれまして関心の高いところかと思いますが、最初に資料の1ページをごらん

いただきたいと思います。過日の当税調におきまして、内閣府副大臣より提起のありました、NPO法人の認定手続における大変過大な事務量があって御苦労されているということを、つぶさにお伺いいたしまして、特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人に係る税制上の特例措置といたしまして、特にこういった申請における事務の手続の簡略化に向けて前進を図ってまいりたいという課題の提起などが入っております。

いずれにせよ、この市民公益税制につきましては、過日の企画委員会でも総務大臣からも課題の提起をいただいております。政策選択を、いわゆる税を通じて行うことができないということであるならば、この寄附税制における政策選択ということができるわけであります。他方で、この事業の公益性や運営の適正性ということは当然に、すべてを公益性と言えるだろうかという議論が含んでいる議論でありますので、当税調でもこの寄附税制全体について、充実した議論をしてまいりたいという課題の提起でございます。

○峰崎財務副大臣

それでは、総務省からよろしくお願いします。

○小川総務大臣政務官

簡潔に申し上げます。法人課税の関連ですが、資料は2枚紙です。法人住民税と法人事業税に、それぞれ軽減税率の引き下げ、オーナー課税の見直しで、それぞれ300億円程度、合計で600億円程度の減収が自動的に生じます。御紹介に留めさせていただきます。

併せて市民公益税制でございます。資料の1ページ目をごらんいただきますと、平成20年度におきまして、この寄附税制は地方税で抜本改革をいたしました。大変大きな改正として寄附金の下限額を従来10万円でございましたが5,000円に引き下げました。併せて、ふるさと納税制度を入れさせていただいております。こういう抜本改正から1年経った状況ということでございます。

以下、参考に紹介にとどめさせていただきますが、ハンガリーを始めとした諸外国で 1% それぞれ指定した団体に交付をされる制度がございまして、これに類する各自治体独自の取り組みが $6\sim7\%$ -ジにかけまして紹介をされております。

以上です。

○峰崎財務副大臣

3つの欲張った提起でございましたけれども、時間の関係で大変恐縮でございました。どなたからでも結構ございますので、増子副大臣、どうぞ。

○増子経済産業副大臣

中小企業に対する軽減税率については、従来から何度も申し上げております。今日 はあまり時間がないようでございますので、明日、私ども経済産業省は時間をちょう だいしておりますので、そのときにまたやらせていただきたいと思います。

ただ、30%しか該当する法人がない。56万円で何が一体できるんだという話もあり

ましたけれども、法人の中で99%が中小企業、更に小規模零細企業は75%を占めております。この人たちがしっかりと日本の経済産業を支えていると認識しておりますので、この方々が夢と希望を持てるように、税制なり政策が必要だと思うんです。私ども随分中小企業経営者と懇談をさせていただいておりますと、やはりわずかな減税であっても、これから中小企業が頑張っていくためにも、人材確保のためにも、あるいは内部留保を少しでも積み重ねていくことについても、大変ありがたい制度だと、何としてもこれを頑張ってほしいという声が100%と言っていいほど大きいわけでございますから、これにつきましては、明日またやらせていただきたいと思います。

それと、もう一つグループ税制についても、要は企業のグループ経営が進展している中で、これが今、提起されていることが本当に実態に合っているのかどうかということも含めて、この税制の論議をさせていただきたいということが第1点です。

更に、そのとき中小企業の実態をよく踏まえていくこともまた大事なんだろうと思っております。これも明日、議論させていただきたいと思います。

最後にもう一つだけ、やはり日本が今日まで高度経済成長を踏まえて頑張って来れたのは、中小企業の人材、技術、そして雇用の場として非常に大きな部分を占めているということを我々は忘れないで、税制も含めて政策をつくっていくことだろうということを重ねて申し上げさせていただきます。

○峰崎財務副大臣

法務副大臣、どうぞ。

○加藤法務副大臣

一人オーナー会社の件でありますが、一人オーナーというも特殊支配同族会社と正確に申し上げて意見を申し上げたいと思いますが、これはあくまでも本当に1人でやっていて、個人事業主の方と比較をするということになれば、先ほどの古本政務官の御主張もわからなくはないんですが、必ずしもそうと限った話では勿論ありませんし、法人の方から見れば役員報酬として会社の外に出ている部分についても課税をされているということでありますから、会社ということで見れば、実は厳しい課税になっているのではないかと思います。

もう一方、この問題を個人事業主の方との比較で考えたときに問題になってくるのは、本来は給与所得控除が、どんなに所得が増えても青天井で増えていくということが問題の本質だと思っておりますので、役員報酬は損金算入する代わりに給与所得控除の部分で見直しをすることが、国民の皆さんには説明がつくのではないかと、ここは強く申し上げておきたいと思います。

あと、いろいろメニューが広がっておりましたので、一言だけにしますが、認定NPOの件は、非常に公益性の高いNPOの皆さんであっても、なかなか認定を取るまでの手続きが大変で寄附を集めにくいという現状があって、そこを我々の主張からすればできるだけ広く認定されるように、これは税率云々というよりはその手続きのと

ころを是非改善をしていきたいということを申し上げておきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

内閣府副大臣、どうぞ。

○大島内閣府副大臣

加藤法務副大臣に続きまして、認定NPO法人については、御指摘のとおり事務の申請作業が非常に煩雑だという点と、もう一つは期間が非常に長いということで、それを短くしてほしいということ。

もう一点は、今、暫定的に2年間の措置をもう一年長くしてほしいということがございまして、特にこれは政治の判断と思っておりまして、次の12か所の国税の管轄の中でしかできないということで、これは首都圏ですと近郊に申請窓口がありますが、地方に行きますと、そこまで行くのが結構大変なわけです。これは一つの考え方として政治の御判断を仰ぎたいと思っております。ですから、まずは認定については、幅広く認定してほしいということが一つです。

認定NPOになった後、寄附税制をどうするかということで、法人税の全額損金まで求めているわけではなくて、今回はそもそも論よりもその前の段階で、そのNPO法人が稼いだ利益からNPO法人のみなし寄附を現行よりもほんの少し上げてほしいということなんです。ですから、ここのところは是非、今回はまだ法人税の全額損金算入というそもそも論よりも、そのずっと前の段階でとどめさせていただいておりまして、是非認定NPOのみなし寄附について、所得金額の20ではなくて50%ではなくて、上限も200万円までと決めているものですから、この点も踏まえて、是非前向きに御議論をしていただければと考えております。

以上です。

○吉良外務大臣政務官

純粋な質問ですが、大法人の100%子会社の中小租特の適用の見直しの件なんですが、 これは仮に98%だったり95%だったりした場合に一体どうなるのか、そういう意味で 適用見直しに関する支配関係の定義をどう考えておられるのか、その辺のところをお 聞きできればと思います。

○古本財務大臣政務官

まず、提案の際に若干躊躇があったんですが、一方で、グループ内の取引の、いわゆる繰り延べをしてほしいという要望の声と併せまして、引き続き 100%親子関係にあるところで、現実的には、そのお陰で随分助かっているんだという声もいただいております。いただいている中で、果たしてそこが竹を割ったようにできるんだろうかという躊躇はあるということを申し上げた上で、技術的な部分は。

○峰崎財務副大臣

恐らくホールディングスカンパニーというか、いわゆる持ち株会社と子会社がどん どんできてきます。それが中小企業特例を利用するために子会社をどんどんつくって いるのではないかという実態も、実は租特透明化法でもし我々が調査をすれば、その支配、被支配のところで 100%子会社かどうかわかりますので、そこら辺の調査の中で実態を提起したいと思います。

その場合に 95%とか、いわゆる実質支配基準というか、そういう問題についてはどういう位置づけになるかということは、これはまだ十分詰めておりませんので、これはまた少し議論をしていかなければいけないポイントだと思っております。

今のお話は問題として、これからも検討しなければいけないポイントだと思います。それと増子副大臣、中小企業の法人税率を11%に下げるというのは、もう藤井会長時代から、これは相当のものなんですよと、実は公益法人が利益を上げたときの税率というと11ではないですね。たしか今15だったでしょうか。ということは、逆に中小企業になった方が公益法人よりも有利になってしまう逆転現象を起こしてしまうことがあるんです。そのことは別にしても、やはりペイ・アズ・ユー・ゴーの原則で、ここは財源をということなので、例えば中小企業関係租特を、例えば投資減税とか、あるいは情報基盤整備とかがありますね。それをなくして、つまり課税ベースを広げて税率を下げていくということは、中小企業全体にはすごくいいイメージというか、税の改革の基本方向としては間違っていない方向だと思います。そういう意味で、これからの要望項目との対比を含めて議論をさせていただければと思います。

○増子経済産業副大臣

それはちょっと違うんじゃないでしょうか。中小企業投資減税はまた全く別の観点から、今日まで中小企業がしっかりと頑張ってこれた大きなポイントですから、法人税減税とは全く違うところだと思いますので、ペイ・アズ・ユー・ゴーにだけこだわって、また一方で肝心な、大事な中小企業の骨格を崩すようなわけにはまいりませんので、公益法人よりも安くなったらどうするんだと。ですから、そういう比較ということではなくて、やはり日本の中小企業にとってこれから更にどういうことが必要なんだという観点から進めていきたいと思っておりますので、そこは御理解をいただいて、明日以降やっていきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

文部科学副大臣、どうぞ。

○中川文部科学副大臣

公益税制あるいは寄附税制ですが、うまく整理をしていただけると思うんですけれども、一つこれまでの延長線上で緩和をしていく形でいくやり方、これはどちらかというと、国税の方で議論していただいたものがそうだと思うんです。ところが、地方税で挙げてきていただいたものは、これは基本的に考え方も含めて、ある意味でドラスティックに変えていきましょう、一つ飛び超えましょうという話だと思います。私は是非飛び越えましょうという方の議論を、この国税についてもやっていただきたいという思いがありまして、そこのところの整合性が取れていないような気がしますの

で、それを指摘しておきたいと思います。

そういう意味で、飛び超えるための、私は前から提案しているんですが、少しプロジェクトを組んでいただきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

阿部政策審議会長、どうぞ。

○阿部社会民主党政策審議会長

私は簡単に、飛び超えない程度の話かもしれませんが、お願いというか、先ほどの大島さんの発言を補強するという意味で、NPO法人の関係で手続のシステムだけでなく、みなし寄附の限度額というところは50%、これは子育て事業も介護事業も大変NPOが担っていただいていますので、ここは是非お願いしたいということです。

○峰崎財務副大臣

まだまだ議論したいことがたくさんあるんですが、やはり1時間半が限界かと思っておりますし、また、やや歯が抜けていくような感じになっておりますので、以上で終わります。

要望にない項目は、日程表にありますように、たばこ税、納税環境整備、地方税制、 税制抜本改革実現に向けての具体的ビジョン、それに付加して要望にない項目という ところで、これが1日で終わるかどうかの自信が持てなくなってきたんですが、その 前に別途日程を取りたいと思いますので、ひとつそういう方向で送りたいと思います。

明日はいよいよ要望項目に移りたいと思いますので、11月19日午後5時30分、本日と同じ場所で開催したいと思います。次回は経済産業省と環境省の要望項目の議論を行いたいと思います。

本日の会議は以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

「閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。